

大雪時における安全確保のためのガイドライン

令和5年12月

京都府危機管理部災害対策課

目 次

1	はじめに	P 1
2	帰宅困難者対策	
	(1) 計画運休の実施～広報～代替輸送の確保	P 1
	(2) 一時滞在施設の確保～開設・運営～案内・誘導・歩行ルート確保	P 2
	(3) 災害備蓄物資（水、食料、毛布等）の提供	P 3
3	孤立集落対策	
	【平時(予防対策)】	
	(1) 倒木対策	P 4
	(2) 道路啓開	P 4
	(3) 孤立集落対策	P 5
	【大雪時(発生時対策)】	
	(1) 避難	P 5
	(2) 道路啓開	P 5
	(3) 孤立集落への支援	P 6
4	道路立往生対策	
	迅速な交通規制情報の共有と応援体制の構築	P 6
5	その他	
	農産物、農業用施設の被害防止対策	P 7
	(参考資料1) 大雪時の鉄道輸送障害に係る帰宅困難者対策	P 8
	(参考資料2) 大雪時の孤立集落対策	P 9

1 はじめに

本年1月の大雪時により府内で発生したJR西日本における鉄道輸送障害等に伴う帰宅困難者の発生、倒木に起因した道路通行止めに伴う孤立集落の発生等に対し、行政と関係機関が役割を明確にした上で連携して対応を検討し、情報を共有することが必要である。このため、本ガイドラインは、京都府地域防災計画に基づき、行政機関と関係機関が連携して実施すべき対策について、特に重要と考えられる事項をとりまとめたものである。

2 帰宅困難者対策

大雪による鉄道輸送障害により、帰宅困難者が発生した場合には、府、市町村、鉄道事業者等が連携して帰宅困難者の安全を確保することが必要である。

鉄道事業者においては、鉄道輸送の安全確保を行うことはもとより、運休、大幅な遅延等が発生した場合は案内放送等により速やかに乗客等に周知するとともに、府、関係市町村等の行政機関と情報共有を図ることが求められる。

このため、大雪時の鉄道における除雪体制等の強化、乗客の安全確保、代替交通手段の確保、各種情報提供、被害の復旧等について、作業フローや連絡網を作成し、鉄道事業者と行政機関との役割分担を明確にした上で、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保、備蓄物資提供等に連携して取り組むこととする。

(1) 計画運休の実施、広報、代替輸送の確保

＜鉄道事業者における対応＞

鉄道事業者は、異常降雪時に運休した場合においても、全線の運行状況を把握し、利用者等に対し迅速かつ的確に情報提供するとともに、可能な限り運行再開に努める。

- ・運行状況、折り返し運転、代替輸送手段、復旧状況等の情報提供
- ・他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線の情報提供
- ・バス等による代替輸送手段の確保
- ・計画運休や運転再開等の情報提供など行政機関との連携

＜行政機関等における対応＞

府は、市町村等と連携して帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則をSNS、防災・防犯情報メール、府HPなどあらゆる手段を用いて広報する。

(2) 一時滞在施設の確保～開設・運営～案内・誘導・歩行ルート確保

① 一時滞在施設等の確保等

＜鉄道事業者における対応＞

- ・鉄道事業者は、駅構内、列車内、駅周辺施設を一時滞在場所として開放する。

＜行政機関等における対応＞

- ・市町村は、府と連携し、公共施設、民間の集客施設、避難所等を一時滞在施設等として開設する。
- ・府は、京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との「災害等の発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保に努める。
- ・府は、市町村と連携し、市町村区域を跨いだ一時滞在施設等の広域調整を行う。

② 帰宅困難者の案内・誘導、避難道路の除雪対応等

＜鉄道事業者における対応＞

- ・鉄道事業者は、駅構内、列車内の一時滞在場所、府及び市町村が開設した一時滞在施設等への帰宅困難者の案内・誘導・搬送を行う。

＜行政機関等における対応＞

- ・府及び市町村は、必要に応じて鉄道事業者が行う一時滞在施設等への帰宅困難者の誘導・搬送に協力する。
- ・府及び市町村は、体調不良者の搬送や要配慮者などが円滑に避難できるよう、避難道路の除雪に努める。

(3)災害備蓄物資(水、食料、毛布等)の提供等

<鉄道事業者における対応>

・鉄道事業者は、駅構内、列車内の一時滞在場所、府及び市町村が開設した一時滞在施設等における帰宅困難者に対し水、食料、毛布等の災害備蓄物資を提供する。

<行政機関等における対応>

・府は、市町村及び鉄道事業者と連携して、以下の一時滞在施設等への災害備蓄物資提供を行う。

ア 鉄道事業者が開設した駅構内及び列車内の一時滞在場所

イ 市町村が開設した公共施設や民間の集客施設等

ウ 府が締結した民間事業者との災害時応援協定に基づき開設した旅館・ホテル等の宿泊施設

3 孤立集落対策

大雪時には、倒木による道路の通行不能や、電柱倒壊、断線が同時多発的に発生することから、道路啓開にあたっては、感電等の二次災害を防止しながら倒木撤去作業を行う必要があるため、道路管理者、電力事業者及び電気通信事業者間における緊急連絡先の確認や、対策箇所的位置を特定する共通認識を平時から共有しておくことが必要である。

また、事前に電気施設に関わる倒木危険箇所を把握し、道路等のインフラ重要度に応じて、電柱の移設、事前伐採等による予防保全を進める必要がある。

このため、倒木処理及び道路啓開に係る道路管理者と電力事業者及び電気通信事業者等の役割を明確にするとともに、電柱の移設、事前伐採等による予防保全に連携して取り組む。また、電力事業者及び電気通信事業者等と連携して、平時における電柱管理番号による迅速な対策箇所的位置特定や早期道路啓開の方法を策定するとともに、孤立集落発生時の道路啓開、水、食料、毛布、石油ストーブ等の災害備蓄物資提供等を行う。

【平時(予防対策)】

(1)倒木対策

＜電力事業者等における対応＞

・電力事業者及び電気通信事業者は、倒木により電気供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、府及び市町村と連携し、平時から倒木のおそれがある立木伐採等を行う。

＜行政機関等における対応＞

・府及び市町村は、電力事業者及び電気通信事業者と連携し、事前に電気施設に関わる倒木危険箇所を把握し、道路等のインフラ重要度に応じて、電柱の移設、事前伐採等による予防保全を進める。

・府及び市町村は、倒木を原因とする交通等への障害を生じさせないため、自らが管理すべき区域内において、平時から立木伐採等を行う。

・府及び市町村は連携して、林業者等に対する適切な間伐、枝打ち等の指導を行う。

(2)道路啓開

＜電力事業者等における対応＞

・電力事業者及び電気通信事業者は、被害の状況、応急対策の実施状況等の情報を収集し、使用者、府、市町村等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう情報連絡体制の充実強化を図る。

・電力事業者及び電気通信事業者は、早期の倒木処理及び道路啓開を行うため、必要に応じて府及び市町村と電柱施設管理番号等を共有することにより、迅速な対策箇所の位置特定ができるよう努める。

＜行政機関等における対応＞

・府及び市町村は、電力事業者及び電気通信事業者と連携し、自らが管理する道路の路線図に電柱施設管理番号を記載して相互に共有する等により、迅速な対策箇所の位置特定方法の確立、早期道路啓開の方法を策定する。

・府及び市町村は、早期道路啓開を図るため、融雪剤として使用する塩化カルシウムの備蓄に努める。

(3) 孤立集落対策

< 行政機関等における対応 >

- ・市町村は、大雪時に孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数及び人数、備蓄食糧や燃料等生活物資保有状況等の実態把握に努める。
- ・市町村は、孤立地区の住民との連絡体制が確保できるよう通信手段の確保に努める。
- ・府及び市町村は、停電に備えて、避難所における寒さ対策に係る災害備蓄物資の充実に努める。(例:石油ストーブやガスストーブ、石油やLPガス、自家発電機等)

【大雪時(発生時対策)】

(1) 避難

< 行政機関等における対応 >

- ・市町村は、施設管理者、自主防災組織等と連携し、避難所を開設する。
- ・市町村は、避難所の開設状況等について、緊急速報メール、登録制メール、広報車、防災行政無線等による広報を行う。

(2) 道路啓開

< 電力事業者等における対応 >

- ・電力事業者及び電気通信事業者は、早期の倒木処理及び道路啓開を行うため、府及び市町村と連携し、道路の通行の支障となる倒壊電柱等の電力設備の除去を行う。

< 行政機関等における対応 >

- ・府及び市町村は、電力事業者及び電気通信事業者等と連携し、道路除雪、倒木処理を実施することにより、孤立集落の早期解消を図る。
- ・府及び市町村は、電力事業者及び電気通信事業者等と連携し、孤立地区に通じる道路の除雪路線の優先順位を決定する。
- ・府及び市町村は、道路啓開作業において二次災害が生じないように、できる限り夜間作業を避けつつ、感電防止対策を十分行いながら孤立解消を図る。
- ・府及び市町村は、除雪が間に合わない場合は、早期道路啓開を図るため、塩化カルシウムを融雪剤として緊急使用する等の対応を行う。

(3) 孤立集落への支援

< 電力事業者等における対応 >

- ・電力事業者は、停電の仮復旧のための電源車の配置にあたっては、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性を考慮した上で、府及び関係市町村と協議して配置する。

< 行政機関等における対応 >

- ・府は、市町村と連携し、孤立集落の発生状況や被害状況を把握する。
- ・府及び市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握する。
- ・また、孤立地区の住民との通信手段の確保に努めるとともに、必要に応じて孤立集落への救助や支援物資の搬入等を行う。
- ・市町村は、必要に応じて(保有する移動通信機器では不足する場合等)、通信が途絶している集落等との通信手段の確保について、府、通信事業者等と調整し、衛星携帯電話等の移動通信機器の貸与等を行う。
- ・市町村は、職員の派遣等により孤立世帯数、人数、食糧保有状況等の調査及び医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。
- ・市町村は、避難所等へ備蓄物資の提供を行うとともに、府と連携して協定締結事業者等に対し食料、飲料水、日用品、薬等の必要な物資の提供に係る調整等を行う。

4 道路立往生対策

大雪による高速道路、国道等の通行止め等が生じた場合における迂回路、渋滞、通行規制解除の見通しなどの情報共有、滞留車両の乗員に対する救援物資の提供や一時避難施設の確保等について、府、市町村、近畿地方整備局、近畿運輸局及び西日本高速道路株式会社等の関係機関による支援体制を構築する。

< 行政機関等における対応 >

- ・関係機関は連携して「不要不急の外出は控える」呼びかけを道路交通情報システム、SNS、HPなどあらゆる広報媒体を用いて行う。

- ・関係機関相互で、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する情報共有を図る。
- ・積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要する場合において、関係機関による滞留車両の乗員に対する救援物資の提供や一時避難施設の確保等の支援体制を構築する。

5 その他

大雪による農産物等の被害を未然に防止し、または被害を最小限に止めるため、農作物の倒状、パイプハウスの破損等の農産物や農業用施設の被害防止についての指導・啓発を行う。

<行政機関等における対応>

- ・府は、市町村と連携し、農業者に対し降雪前のパイプハウスの天井を支える支柱、暖房装置や燃料等の点検等のほか、降雪後の除雪等の対策を行うよう指導・啓発する。

(参考資料1)大雪時の鉄道輸送障害に係る帰宅困難者対策

実施項目		鉄 道 事業者	京都府	市町村	京都市
帰宅困難者 発生の抑制	外出自粛等の広報	○	○	○	○
	計画運休の実施、広報 代替交通手段の確保等	○			
一時滞在施設 等の確保	駅構内、列車内、駅周辺施設	○			
	公共施設・避難所等			○	○
	府協定施設		○		
	一時滞在施設等の広域調整		○	○	○
一時滞在施設 等の開設、 運営	駅構内、列車内、駅周辺施設	○			
	公共施設・避難所等			○	○
	府協定施設		○		
一時滞在施設 等への誘導等	駅構内、列車内、駅周辺施設	○			
	公共施設・避難所等	○		△	△
	府協定施設	○	△		
一時滞在施設 等への歩行 ルート確保	府管理道路の除雪		○		
	市町村管理道路の除雪			○	○
水、食料、毛 布等の提供	駅構内、列車内、駅周辺施設	○			
	公共施設・避難所等			○	○
	府協定施設		○		

○対応 △必要に応じて対応

(参考資料2)大雪時の孤立集落対策

実施項目		京都府	市町村	電力事業者	電気通信事業者	
平時(予防対策)	倒木対策	倒木危険箇所の把握及び事前伐採	○	○	○	○
		電気及び通信網の被害を防ぐための電柱移設、事前伐採等			○	○
		道路交通確保のための事前伐採	○	○		
	道路啓開	電柱番号による位置情報の共有	○	○	○	○
		倒木処理等の道路啓開手順の共有	○	○	○	○
		融雪剤(塩化カルシウム)の備蓄	○	○		
	孤立集落対策	孤立危険地区の事前把握		○		
		孤立危険地区の世帯数・人数、備蓄食糧等の事前把握		○		
		避難所等における備蓄品の充実(例:石油ストーブ、燃料等)		○		
大雪時(発生時対策)	事前避難		○			
	道路啓開	除雪路線の優先順位決定	○	○	○	
		倒木撤去に係る感電防止			○	
		道路除雪・倒木処理	○	○		
	孤立集落対策	孤立世帯数、人数の把握、安否及び要配慮者等の確認	△	○		
		仮復旧のための電源車の配置	○	○	○	
		備蓄物資の提供	△	○		

○対応 △必要に応じて対応